

刈谷市一時保育利用料補助制度について

1. 制度概要

一時保育を利用する児童の対象となる保護者が施設に支払った利用料について、保護者からの申請に基づき、刈谷市から保護者へ補助金を支給します。

2. 対象となる保護者及び補助上限額

市内に住民登録のある児童の保護者で、次の区分のいずれかに該当する方。

※市町村民税は、基本的に父母の課税状況によりますが、父母が非課税の場合は同居の祖父母の課税状況によります。

区分	補助上限額（日額）
生活保護世帯（保護を停止されている世帯を除く）	3,000円
市町村民税非課税世帯（4～8月までは前年度の課税状況）	2,400円
市町村民税所得割の合算額が77,101円未満である世帯（4～8月までは前年度の課税状況）	2,100円
刈谷市要保護者対策地域協議会に登録された要支援児童の世帯であって、利用料の負担額を軽減することが必要と認められた世帯等	1,500円

※申請前に、市町村民税所得割額等を子ども課でお調べすることはできかねますので、事前に確認したい場合は、税務課へお問合せください。

3. 補助額

保護者が施設に支払った一時保育の利用料（給食費・おやつ代を含む）と補助上限額のいずれか低い額

※補助金は、保護者が施設に利用料を支払った後、保護者からの申請（領収書兼提供証明書を添付）に基づき、刈谷市から保護者へ直接支給します。

4. 提出書類

対象となる方は、次の書類を子ども課に提出してください。

（1）刈谷市一時保育利用料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

※振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。

（2）施設が発行した領収書兼提供証明書

（3）保護者の課税証明書（刈谷市に転入してから2年を経過していない方）

5. 補助金の支給

（1）申請期限

利用月の翌年度4月10日まで（郵送の場合は、4月10日必着）

※申請期限を過ぎたものは、受付できませんので、余裕を持って手続きしてください。

(2) 補助金支給時期（目安）

申請日の翌々月末

〈例〉

利用期間	申請書等受付時期	補助金支給時期（目安）
4～6 月利用分	7 月 10 日の場合	9 月末日

※審査の状況により支給時期が前後する場合があります。

6. 対象施設

園名	所在地	連絡先
こぐま保育園	富士見町 3-304	0566-23-2224
第二こぐま保育園	半城土町中ノ湫 110	0566-93-1651
空のうさぎ保育園	築地町 2-26-5	0566-24-3988
依佐美清涼保育園	高須町山ノ神 57	0566-62-8255
城のうさぎ保育園	銀座 3-34-1	0566-21-8839
ことり保育園	小垣江町弁天 45	0566-91-8015
ALL4KIDS ナーサリースクール刈谷	今岡町弁天 11	0566-91-2550
おがきえ保育園	小垣江町南堀 24	0566-63-5500
あおば保育園	神明町 3-501	0655-22-1235

（連絡先 刈谷市役所次世代育成部子ども課 電話 0566-62-1014）

※掲載内容は、令和 7 年 3 月 2 6 日現在のものです。変更になる場合があります。